



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヘーゲル法哲学講義をめぐる近年の論争 (2・完)
Author(s)	権左, 武志; GONZA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 41(1), 145-176
Issue Date	1990-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16750
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(1)_p145-176.pdf



ヘーゲル法哲学講義をめぐる近年の論争(二・完)

権左武志

目次

- 一 序
- 二 戦後『法哲学』解釈の動向
- 三 第一次法哲学講義公刊をめぐる論争
 - (一) 伝記的記述
 - (二) 理論的解釈
 - (三) 文献学的見解 (以上四〇巻五・六号)
 - (四) 伝記的記述における異論
 - (五) 理論的解釈における異論
- 四 (六) 文献学的見解における異論
第二次法哲学講義公刊をめぐる論争
 - (一) ヘンリツヒ
 - (二) イルテイング
 - (三) ルーカス
 - (四) ジープ
- 五 回顧と展望
 - (一) 論争の総括
 - (二) 今後の課題 (以上本号)

三 第一次法哲学講義公刊をめぐる論争

(四) 法哲学講義をめぐるイルティンクの見解に対しては四つの書評及び二つの論文が寄せられており、このうちケルンとリーデルが全面的あるいは条件付同意を、ヌツサーが好意的批判を表明しているのに対し、ホルストマンが様々な疑問を、オットマンとルーカス／ラマイルが正面から反論を加えている。しかし、これらはイルティンクの見解における先の三つの次元を等しく取り上げているわけではなく、ケルン及びホルストマンを除けば、リーデルとルーカス／ラマイルは伝記的記述の次元(中でも『法哲学』公刊過程)を、ヌツサーとオットマンは理論的解釈の次元を主たる検討の対象としている。従って、以下では、イルティンクの見解に対する異論を伝記的記述、理論的解釈、文献学見解の各次元に区分しつつ順次考察することとしたい。

第一の伝記的記述の次元におけるイルティンクの見解は、一八一九年におけるヘーゲルの立場の転換を導き出す当時の政治状況の記述と、これに伴う『法哲学』草稿の改訂を指摘する『法哲学』公刊過程の記述から成っていたが、このうち一方の政治状況の記述に関しては、他の点で批判的なホルストマン等も同

意を表明している。ホルストマンによれば、「ヘーゲルとブルシェンシャフト穏健派との間の良好な関係、コッツェブー殺害後に彼らが置かれた困難な状況、デマゴグ狩りに関連したヘーゲルの数人の弟子の逮捕、；プロイセンにおけるカールスバード決議の強化、そしてヘーゲルと同じ大学教師(フリース、デ・ヴェツテ)の運命、これらは自ら心配性と認める者が将来への不安を抱くには十分であった。イルティンクはヘーゲルのこのような困難な状況を示すことに成功した。」⁽²⁾ また、オットマンも、イルティンクによる時代状況の叙述を「疑いもなく見事」と認めている。⁽³⁾ これに対しリーデルは、J・ドントに拠りつつヘーゲルの保護者等の進歩的性格を指摘し、一八一九年一月におけるヘーゲルの転向というテーゼを「行き過ぎ」⁽⁴⁾ だとして批判している。

しかし、他方の『法哲学』公刊過程に関しては、リーデルは、イルティンクの唱える草稿改訂説に同意する。一八一九年一月プロイセンにおけるカールスバード決議実施という「この状況の下では、ヘーゲルがハイデルベルクにおける一八一七年一八年講義、ベルリンにおける一八一八—一八一九年講義で作成し、一八一九年春及び夏に完成した『法哲学』のテキストは出版できなかつたであろう。『法哲学』の出版が早急に望まれていた以

上、出版を確実にする為には、印刷の用意が出来た草稿を差し控え、ヘーデルがクロイツァーへの書簡(一八一九年一〇月三〇日)の中で示唆しているように新たに編集し直さなければならなかった。³⁾これに対しホルストマンは、「政治状況とヘーゲルの行動を綿密に叙述しても、それにより直ちに『法哲学』の成立史が明らかとなる：わけでない」と述べ、草稿改訂説の根拠とされた一〇月三〇日の書簡について異なる解釈の可能性を提示する。⁴⁾第一に、一八一九年九月の時点で草稿が完成していたか否かはこの書簡からは明らかでなく、『精神現象学』公刊の場合と同様、草稿が完成する前に最初の部分を印刷に付し、印刷の間に草稿を完成したという可能性があり得る。第二に、仮に草稿を完成していたとしても、イルティンクの前提するよう⁵⁾に二〇ボーゲン以下だったとは限らないのであり、逆に二〇ボーゲン以上だった場合、草稿が検閲の対象外だと知ったヘーゲルは、先の書簡の中で予定通り「今後近いうちに」印刷に付す意図を表明したと解釈することが可能である。第三に、完成された草稿を改訂したか否かもこの書簡からは明らかでないのであり、問題の草稿が現存しない以上、イルティンクの草稿改訂説は第二回法哲学講義がその初稿に該当するという主張に、更には第二回講義と『法哲学』の間の理論的相違に依拠するこ

ととなる。しかし、両者の相違によって直ちに草稿の改訂が証明されるわけでない。ホルストマンが示した以上三つの可能性のうち第二については、後にルーカス／ラマイルも批判したように、⁶⁾プロイセンでは検閲の対象が全ての出版物にまで拡大したことをヘーゲルが知っていた以上、想定し難い。また第三については後にヌツサーがホルストマンに対し反論を行っている。⁷⁾そこで、残る第一の可能性を取り上げ、イルティンク等の草稿改訂説に対して異議を唱えたのがルーカス／ラマイルである。続いて、『法哲学』公刊過程に関するこのルーカス／ラマイルの異論を取り上げ、検討してみたい。

ルーカス／ラマイルは『法哲学』成立の初期・中期・末期に対応する三つの書簡を対象として取り上げ、これにイルティンクやリーデルとは異なる解釈を施そうと試みる。第一が一八一九年三月二六日、第二回法哲学講義終了の翌日に書かれたニートハンマー宛ての書簡であり、ここでヘーゲルは次のように述べている。「私は教授としてまだ始めたばかりです。私個人においても仕事においても為すべきことがまだ多く残っています。私はライプチヒの見本市までに更に一冊本を(私の自然法をパラグラフに区切って)書かねばなりません。(Br II 43) まず、「為すべきことがまだ多く残っています」という表現が示す

ように、ヘーゲルは第二回講義で使用した口述筆記部分の草稿をそのまま印刷することを考えていたわけではなく、従つて、第二回講義が『法哲学』の初稿に当たるといふ主張は疑わしい。次いで、ここで『法哲学』の出版期限（ノ）として挙げられている「見本市」とは、復活祭見本市（五月二日）、ミカエル祭見本市（九月二九日後の日曜）の何れかを指すと考えられるが、これを復活祭見本市と考えるリードルに対して、ルーカス／ラマイルは一八一九年三月末に公刊準備が既に進んでいたとは想定できないとして、ミカエル祭見本市を指すと考える。事実、一八一九年八月に書かれたと推定される同年冬学期講義予告の中で、「自然法と国家学」講義が「まもなく出版される便覧を手引きとして」為されることが告げられた。

では、何故『法哲学』はこの予告通り一八一九年秋に出版されなかったのか。そこで第二に、一八一九年一〇月三〇日クロイツァー宛ての書簡が問題となる。この書簡でヘーゲルは、「連邦議会の決議がやってきたとき、私はちやうど印刷を始めようとしていました。今では我々は検閲からの自由に関しどんな状況にあるか知っていますから、私はそれを今後近いうちに印刷するでしょう。」と述べているが、まず、ここで念頭に置かれている『法哲学』の草稿は草稿全体ではなく、その最初の部分と

考えねばならない。何故なら、同じ書簡の中でヘーゲルはクロイツァーの贈り物に対し「法哲学に関する二、三のボーゲンから成るパラグラフ」で応える意図を表明しており、また『現象学』、『論理学』、『エンチクロペディー』初版及び第二版を公刊する時も、草稿の最初の部分を印刷に送った後残りを仕上げの方法を取っているからである。次いで、「印刷を始めようとしていました」とは何時の時点を指し、また如何なる理由からヘーゲルはこの印刷を延期したのか。九月二〇日連邦議会で承認されたカールスバード決議の内容は一〇月二日、五日、一二日と徐々に明らかになっていったから、印刷開始時期としては一〇月初頭を予定していたと考えられる。そして、決議の内容を知った時、ヘーゲルはプロイセンにおける実施規定の内容を知る為に印刷を延期したに違いない。一〇月一八日にプロイセンで決議が実施された時の具体的規定が明らかとなるのは二六日になってからであり、書簡にある通り、三〇日の「今では、我々は検閲からの自由に関しどんな状況にあるか知っている。」イルティンクの如く、草稿が二〇ボーゲン以下だったが故に印刷を延期したと考えるには、プロイセンで決議が実施される際に二〇ボーゲンという検閲の限界が維持されることをヘーゲルが一〇月初めに期待していたと仮定しなければならぬ。第三

に、「今後近いうちに印刷するでしょう。」という表現から草稿改作の意図は読み取れず、これはむしろ「今や印刷開始に対する障害が原則的にもう何もない」と言おうとしていると解さねばならない。最後に、では、何故ヘーゲルは「今後近いうちに印刷する」という決定を実行に移さなかったのか。プロイセンの検閲規定に拠れば、出版物の検閲に關し二つの方法が可能だった。第一が原稿全体を検閲に付し後に印刷する方法、第二が原稿を少しずつ検閲に付し順次印刷する方法である。後者の方法を採用した場合、途中の原稿が不許可になり既に印刷された部分に影響が及ぶことになつても、その損失は出版社が負わねばならなかったから、前者の方法を採用したと推定される。だが、完成された原稿はまだ存在しなかったから印刷開始を延期せざるを得なかつた。

第三が一八二〇年六月九日ニコライ書店あるいはウンガー印刷所に宛てたと思われる書簡であり、そこでヘーゲルは、「私はここに一包みの原稿——半分(或いはそれ以上)——を検閲の為送ります。しかし、まもなく後で送る予定の残りの部分が検閲から戻ってくるまで印刷を始めないようお願いします。」と述べている。ここに検閲に対するヘーゲルの恐れを窺わせるものは何もないのであつて、むしろ書簡の後半部は、原稿の前半

部分に關する検閲が問題なく速やかに完了することをヘーゲルが予期していたと想定する場合にのみ意味を持つ。ただし、この解釈においては、原稿全体を検閲に付すという方法をヘーゲルが知らない或いは忘れていた(ノ)ことが前提されている。そして、六月九日から二五日(序文日付)までの間に『法哲学』草稿は完成し、検閲・印刷・校正を経てミカエル祭見本市(一〇月前半)において『法哲学』は公刊された。この間三か月余りをイルティンクのように「通常より長い」と見ることはできない。¹⁵⁾

以上の解釈に基づいてルーカス／ラマイルは次のように結論する。『法哲学』成立史は、印刷：を予定された草稿を作成する際にヘーゲルが通常経験する叙述の困難さに帰することができ。『法哲学』の場合は、更に検閲手続きに伴う不便さがこれを付け加わる。：多くの解釈者のように、ヘーゲルが検閲を全体として切り抜けるのに特別な労力・注意・時間を費やしたと想定する為の確かな根拠はこれまでの所存在しない。¹⁶⁾

ルーカス／ラマイルの以上の異論については、個別的解釈に關して二点の疑問が挙げられる。まず、第一の書簡(一八一九年三月二六日)における「ライプチヒの見本市までに」をルーカス等のように出版期限と解する必要はないのであつて、「書か

ねばなりません。」との表現に注目するならば、むしろ原稿締切と解することができる。この場合、リーデルのように「見本市」を復活祭見本市と考える方が自然である。次いで、第三の書簡（一八二〇年六月九日）から原稿を少なくとも一回に分けて検閲に送ったことが明らかとなるが、この事実を鑑みれば、第二の書簡（一八一九年一月三日）で表明された「今後近いうちに印刷する」という予定が延期された理由を、検閲手続きへの考慮——原稿全体を検閲に付す方法の採用——によって説明することには無理が生じる。以上二点の不自然な解釈は、一方でリーデルに対し、草稿作成をより遅い時期——一八一九年八月、更には一八二〇年に入ってから——に設定しようという意図、他方でイルテイングに対し、印刷開始時期の延期を検閲への配慮という政治的・美体的理由によってではなく、検閲手続きという非政治的理由によって説明しようとする意図に発すると思われる。すなわち、ルーカス／ラマイルの解釈は「偏見にとらわれない考察」^[5]を標榜するにもかかわらず、全体として、イルテイングとリーデルに対する極めてポレミッシュな志向に貫かれている。

(1) W. Kern, “Rezension : G. W. F. Hegel, Vorlesungen

über Rechtsphilosophie 1818 bis 1831”, *Zeitschrift für Katholische Theologie* Bd. 96 1974, 441-3; M. Riedel, *Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie* Bd. 1, 1975, S. 15-18; Rolf P. Horstmann, “Ist Hegels Rechtsphilosophie das Produkt der politischen Anpassung eines Liberalen?” *Hegel-Studien* Bd. 9, 1974, 241-252; Derselbe, “Besprechung : G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831. Bd 2-4”, *Hegel-Studien* Bd. 11, 1976, 273-7; Karl-Heinz Nusser, “Hegel, ein Philosoph in der Verfolgung?“, *Philosophisches Jahrbuch* 83. Jahrgang, 1976, 221-230; Henning Ottmann, “Hegels Rechtsphilosophie und das Problem der Akkommodation, Zu Iltings Hegelkritik und seiner Edition der Hegelschen Vorlesungen über Rechtsphilosophie”, *Zeitschrift für philosophische Forschung* Bd. 33, 1979, 227-243; Hans-Christian Lucas / Udo Rameil, “Furcht vor der Zensur? Zur Entstehungs- und Druckgeschichte von Hegels Grundlinien der Philosophie des Rechts”, *Hegel-Studien* Bd. 15, 1980, 63-93.

(2) Horstmann, “Ist Hegels Rechtsphilosophie das Produkt der politischen Anpassung eines Liberalen?“, S. 246.

- (3) Ottmann, a. a. O., S. 230.
- (4) Riedel, a. a. O., S. 41, Anm. 13.
- (5) Ebd., S. 16.
- (6) Horstmann, a. a. O., S. 246.
- (7) Ebd., S. 247f.
- (8) Lucas / Rameil, a. a. O., S. 84.
- (9) Nusser, a. a. O., S. 223.
- (10) Lucas / Rameil, a. a. O., S. 66-70.
- (11) リーデルは、「ヘーゲルは既にハイデルベルクにおいて、一八一七—一八一年冬学期「第一回講義」の終わり頃、…著作の起算を開始した。」(Riedel, a. a. O., S. 14.)という想定に基づき、「ここでの「見本市」を復活祭見本市と考える。そして、この想定の論拠として、一八一八年二月一日書店主ヴィンター宛ての書簡において、ヘーゲルがフリーゴ「ローマ法史教科書」の送付を依頼している点、フリーゴとの対決が『法哲学』の最初の部分にある点を挙げている。これに対し、ルーカス／ラマイルは、第二回法哲学講義にフリーゴへの言及が見当らない点、『法哲学』におけるフリーゴとの対決が注解部分に限られる以上、著作の最初は著述活動の最初を意味するわけではない点、一八一九年四月にヘーゲルがフリーゴの本を購入している以上、フリーゴとの対決が一八一八年二月にまで遡るが疑わしい点を挙げ、リーデルに反駁する。そして、一八一九年三

月末において著作の公刊準備が進んでいたと想定できない以上、「書簡における「見本市」とはミカエル祭見本市を指すと考える。

- (12) Lucas / Rameil, a. a. O., S. 74-85.
- (13) Ebd., S. 88-89.
- (14) Hermut Schneider, "Neue Briefe aus Hegels Berliner Zeit", *Hegel-Studien* Bd. 7, 1972, 100.
- (15) Lucas / Rameil, a. a. O., S. 91.
- (16) Ebd., S. 92f.
- (17) Ebd., S. 73, 88.
- (18) Ebd., S. 65.

(五) 第二に、理論的解釈の次元においてイルティングの見解に対して提出された異論をホルストマンとオットマンについて見てみたい。まず、ホルストマンはイルティングが示した理論的解釈について次の三点にわたる疑問を提示している。第一に、イルティングが挙げるような著作と講義の間の理論的相違によってヘーゲルの立場の転換を明確に論証することが出来るかという点である。まず君主権の叙述に関し、ヘーゲルは異なる時期に相反する二つの立場を代弁しているとイルティングは考える。しかし、法哲学講義におけるヘーゲルの立場を特徴づ

ける二点、第一に君主の性格という特殊性は形式的決定の頂点という君主の職務に關し偶然的であるという点、第二に君主もまた国制に拘束されているという点、この兩者はそれぞれ『法哲学』二七七節、二八五節にも見出される。「君主に關する見解の相違と称されたものは、むしろ同一の根本思想を叙述する際の強調点の相違と解さなければならぬ。無論、この根本思想は…それ自体矛盾を免れてはいない。」次に、歴史的現段階の把握に關し、『法哲学』序文が第二回講義序文と異なるのは、それが現存の政治制度についての明確な言明を避け、多義的表現を用いているという点であり、序文をめぐる一半世紀の論争が何よりもこれを物語っている。二つの序文で述べられていることは異なる範圍の解釈の余地を有するのであり、『法哲学』序文はホマイヤー筆記録に比べ遙かに広い解釈の可能性を含んでいる。¹⁾ホルストマンによれば、著作と講義の間の相違は実際には同一の根本思想における強調点の相違、或いは多義性と一義性の間の相違に過ぎないとされるわけである。

第二に、ホルストマンはイルディングが論証せんとする「立場の転換」の意味が不明確だと指摘する。イルディングの言う「立場の転換」とは体系的思想の変化、具体的な政治的見解の変化、本来のリベラルな見解の隠蔽という三者を意味し得る。

このうち第一の意味での転換について論証は為されていないとしても、イルディングは、一方で一八一九年以後における「復古的プロイセン国家への選択」(VI 1100)、すなわち第二の意味での転換を語りつつ、他方で「ヘーゲルは『法哲学』改作に際し：手元にあるテクストを修正し自らの実際の見解を覆い隠そうと試みている。」(VI 1108)と述べ、第三の意味での転換を語っている。しかし、政治的見解の変化と本来の見解の隠蔽というこの兩者は両立し難い。

第三に、ヘーゲルの根本思想をリベラルで進歩的だとするイルディングの前提がそもそも問題である。イルディングがヘーゲルの思想的核心をリベラルと特徴づける際の論拠は自由の概念が精神の發展の基礎を成す点に置かれる。(VI 1101f.)しかし、ヘーゲルにとり個人の自由とは未だ抽象的で限定された形式であり、自由の眞の形式は国家において実現されるのであって、イエナ期ヘーゲルが近代の個人主義的自然法に対して為した批判が何よりもこれを示している。「リベラルという概念は恐らく近代自然法思想以外の何物にも結びつき得ないから、まさに近代自然法に対する批判から得られたヘーゲルの自由概念に基づいて、彼の政治哲学の根本的にリベラルな性格を如何に論証できるか見て取るのは難しい。」³⁾

次いで、オットマンはイルティンクが行ったような時代状況の叙述とテクストの比較に基づく「歴史的・文献学的論証様式」に対し「体系的解釈の視点」を、イルティンクが指摘するヘーゲルの立場の転換に対し「ヘーゲルの思想における連続性」を対置することによって、ホルストマンが指摘した根本思想の同一性を更に一層強調する。第一に、君主政論に関しイルティンクが主張する立場の転換は君主権の基礎としての君主政原理ではなく、君主の権限の問題、つまり空虚な決定のみが君主に属するの、あるいは君主の絶対的権限によって統治権は君主による決定の執行と適用に還元されるのかという点にのみ関わる。だが、この君主の権限の絶対性と空虚性は共に、『イェナ実在哲学』以来『法哲学』と法哲学講義を通じて見出される^⑤。もちろん、君主権の基礎づけは、自然による世襲君主の正当化が自然から自由へと向かう客観的精神の発展と一致し得るかという問題を孕んでいるが、この体系的問題は復古への適合という問題とは結びつかない^⑥。

第二に歴史哲学的視野の隠蔽に関しても、ヘーゲルは既に第二回講義一四二節の中で「究極の和解は、学による理性的なものの認識である。」(VI I 351)と述べており、一八一八—一九年のヘーゲルにおいても即自的に起こった和解は対自的になっ

ている。この和解の客体化は「分裂の中でも実現される理性的概念的把握」として既にイェナ期において定式化されており、このような和解の積極的要素として分裂を含む理性的承認は、歴史的起源との革命的断絶と過去の復古的称賛とを媒介するヘーゲルの立場を明らかにしている。従って、「一八二〇年序文の悪名高い標語も革命と復古の間を調停する哲学の両義的定式と解さねばならない」のであって、そこには体系における妥協の傾向への問いが残されている^⑦。

第三に自然法論の修正についても、『法哲学』二二二節では「法律(Gesetz)は、即自的に法(Recht)であるものと内容上相違することがあり得る」とされ、自然法と実定法の相違が明言されている。無論、ヘーゲルにとり自然法と実定法とは全く種類を異にするものでなく、個人が自然状態において前政治的権利を有するような自然法をヘーゲルは知らない。「しかし、ヘーゲルが国家の外における如何なる権利も個人に対して認めないとしても、これは復古に規定された理論ではなく、イェナ以来存在する彼のアリストテレス主義の帰結である。」^⑧以上のように、イルティンクが『法哲学』のうちに見て取った復古への妥協は既にイェナ期に胚胎しているのであり、ヘーゲルにおける妥協の問題は歴史的・文献学的方法によってではなく、体系の

分析よってのみ議論可能である。⁽¹⁰⁾

ホルストマンとオットマンによつて提出された理論的解釈における以上の異論は次の二点に要約することが出来る。第一に、イルティンクが想定するヘーゲル政治哲学の根本的にリベラルな性格に対し、ホルストマンは、リベラルな性格の根本的限定性を、オットマンは体系における妥協の傾向を主張する。第二に、イルティンクが指摘する具体的な政治的見解における矛盾に対し、ホルストマンは根本思想の同一性を、オットマンは体系的思想における連続性を対置する。前者が実質的には新旧両解釈の対立の延長を意味するのに対し、後者は著作と講義の間の関係をめぐる断絶説と連続説の間の新たな対立と言うことが出来る。いわば解釈対象に転位されることで調停されるかに見えた対立は、対象における対立と同一をめぐる対立となつて再び解釈主体の側へと投げ返されたわけである。

- (1) Horsmann, a. a. O., S. 244.
- (2) Ebd., S. 245.
- (3) Ebd., S. 249f.
- (4) Ottmann, a. a. O., S. 230.
- (5) Ebd., S. 233f.

- (6) Ebd., S. 235.
- (7) Ebd., S. 237f.
- (8) Ebd., S. 238f.
- (9) Ebd., S. 239f.
- (10) Ebd., S. 242.

(六) 第三に、文献学的見解の次元においてイルティンクに對し為された異論を見てみたい。まず、ヌツサーは「ホフマイスターがガンス版を非難した仕方をイルティンクが批判したのは全く正しい」と認めつつ、にもかかわらず「ホトーとグリースハイムの両筆記録」[第五回・第六回講義]に関する不確実性は、それによつて除去されないとして、「ホトーとグリースハイムの両筆記録」 [第五回・第六回講義] に関する不確実性は「文献学的に特別な地位」を占めていると指摘する。⁽¹⁾ また、オットマンも「ヘーゲルが正式に認可したテキストの有する特別な地位」、更には「口述筆記に基づき作成されたホマイヤー筆記録」[第二回講義]が「ホトー及びグリースハイムの筆記録に對して有する優越的な地位」を強調している。⁽²⁾ 既に見たように、法哲学講義は検閲に對する恐れによつて理論的に規定されていないが故に『法哲学』に對して資料として優位に立つというイルティンクの見解は、理論的解釈から得られた結論に基づ

くものであって、法哲学講義の信頼性はこれとは切り離して純粹に文献学の問題として吟味されねばならない。その場合、ヌッサーやオットマンの言うように『法哲学』に対し法哲学講義が資料として劣位の位置にあること、法哲学講義の中でも第二回講義と第五回・第六回講義の間で信頼性に差異が存在することは認めなければならないであろう。

- (1) Nusser, a. a. O., S. 224, 223.
- (2) Ottmann, a. a. O., S. 229.

四 第二次法哲学講義公刊をめぐる論争

前節では、第一次法哲学講義公刊をめぐるイルティンクの見解並びにこれに対し提出された異論を、伝記的記述、理論的解釈、文献学的見解の三者に区分しつつ考察した。だが、新資料の公刊はこの第二回・第五回・第六回講義だけに留まらず、新たに第三回・第一回の法哲学講義が発見され、共に一九八三年に公刊されるに及んで、先の論争はこの新たなアリーナの下で続行されることとなった。まず、第三回講義に依拠しつつヘン

リッヒが先のイルティンクの見解に対して批判を加え、これに対し、第一回・第三回講義に依拠しつつイルティンクが反批判を試みた後、ルーカスがこの両者に対する全面的批判を、ジープが後者に対する限定的批判を行っている。本節では、この第二次法哲学講義公刊をめぐるヘンリッヒ、イルティンク等によって交わされた論争を概観したい。

(一) まず、第三回法哲学講義の編集者ヘンリッヒがこの新資料に依拠しつつイルティンクに対して行った批判を、理論的解釈の次元において見てみたい。第一に、『法哲学』序文における「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である。」に対応する形で、第三回講義の冒頭には「理性的なものは現実的となり、現実的なものは理性的となる。」(Was vernünftig ist, wird Wirklich, und das Wirkliche wird vernünftig) (VH 51) という命題が見出されるが、この両者は理念の実現をめぐる同一の思想の両面を表現したものと考えられる。つまり、前者においては概念(意識)に対する現実の優位に基づいて、歴史的に成立した制度が理性的性格を有することが強調されている(「制度理論的視点」)のに対し、後者においては現実に対する概念の優位に基づいて、理性的制度が歴史的に実現され得ることが強調されている(「歴史理論的視点」)。この講義で

は「如何なる力も国民 (Volk) が概念においてへ到達したものに對し抗することが出来ないということが、状態ではなく生成を強調しつつ定式化されている。理念はこの概念から、主観性を超えて、現にある具体的なものとなる。」(VH 14f.) 換言すれば、前者では發展の要素が理性と現実の同一性に從属しているのに対し、後者では理性と現実の究極的統一という思想に振りつつ、理性の現実化と現実の理性化という両面から成る運動が示されている。ヘンリッヒによれば、この両者の相違は矛盾ではなく強調点の相違と解さねばならないのであって、「統一の運関を成す同一の思想のうちの各々異なつた局面が、本来的叙述「第三回講義」と派生的叙述「著作」において強調されているに過ぎない。」(VH 17)

第二の君主権の理論についても同様の事が言えるのであり、一方で君主による決定は国制という制度に拘束されているにもかかわらず、他方でこの制度に基づく決定が君主の自己統治へと移行する時点とその程度を決定するという権利が君主に帰属している。立憲主義と絶対主義といふこの理論的両義性もまた、ヘーゲルの理論そのものに組み込まれているのであって、何れの契機にアクセントを置くかによつて相違が生じてくる。即ち、一連の法哲学講義では君主の決定の形式性が強調されているの

に對し、『法哲学』では君主の決定の絶対性が強調されており、更に第三回講義において、ヘーゲルは君主の決定の単なる形式性を他の講義以上に強調している。だが、この強調点のうちの「何れも、ヘーゲルが国家の概念を論理的概念の体系そのものに埋め込んだ仕方から直接生じてくる。」(VH 26)

このように理性と現実の二重命題、君主権の理論という二点について、『法哲学』と第三回講義——更には法哲学講義一般——の間の相違は同一の両義的思想を叙述する際の強調点の相違であることをヘンリッヒは指摘する。強調点の理論的相違を認める限りにおいてヘンリッヒはイルティンクの見解に同意するが、²⁾にもかかわらず、他方でこの相違を同一の両義的思想という内在的根拠から説明する限りにおいてイルティンクから袂を分かつわけである。

そして、第三回講義に関するこのような理論的解釈に依拠しつつ、ヘンリッヒは伝記的記述の次元においてイルティンクに對する批判を行う。「ヘーゲルが『法哲学』の公刊を準備したまさにその半年間に行われた講義は、…復古への好意的態度によつて以前及び以後の講義から区別されるわけではなく、それどころかヘーベルナへ理論的解釈を許容するような要素の強調において他の講義を上回っている。そこにはドラマティックに

展開する時代状況の如何なる痕跡も見出されない。…ヘーゲルは教室において歴史理論的視点を隠蔽し、君主の行為における自由を力説するほどには不安を抱いていなかったと認めなければならぬ。」(VH 28) 一八一九—二〇年冬学期講義が示しているリベラルな性格によって、一八一九年一月におけるヘーゲルの政治的立場の転換というイルティンクのテーゼが反駁されるわけである。

だが、ヘンリッヒは同時に、著作と講義の間で強調点が移行していることを説明する外在的な根拠として、検閲に対する考慮というイルティンクの見解を認める。「著作と講義の間の相違を…意図から説明するような根拠を考慮する場合、上司「アルテンシュタイン」に対する顧慮と並んで、唯一検閲に対する顧慮を挙げることが出来る。…草稿の後半部分が検閲から返ってくるまで前半部分の印刷を延期するよう頼んでいるヘーゲルの書簡「一八二〇年六月九日」は、検閲に関する不安から説明することが可能である。」(VH 39) 検閲を非政治的・手続的の問題へと還元するルーカス／ラマイルとは異なり、検閲の存在が『法哲学』成立に及ぼした政治的・実体的な影響力を認める点においてヘンリッヒはイルティンクと共通すると言える。³⁾

無論、先の理論的解釈は第三回講義の文献学的信頼性を前提

としているのであって、この点についてヘンリッヒは極めて楽観的である。彼によれば、『法哲学』は「講義において更に詳しい説明を必要とすべく構想されている」のに対し、第三回講義は「四分の二の部分からは、ヘーゲル政治理論の他の資料に比べてより満足のできる作品となる。」(VH 9, 11)しかし、著作及び他の講義に対する第三回講義の資料的同等性というヘンリッヒの暗黙の前提は、次のような記述に面した時危ういものとならざるを得ない。第一に、この筆記録は第二回講義と異なり口述筆記部分を含んでおらず、従って、「ヘーゲルは口述ないしは公刊された一連のパラグラフに拠らなかった」と推定できる。(VH 11) 第二に、「講義聴講者は…講義開始時にはヘーゲルの説明を理解できなかったが、のみならず余り熱心には講義に集中せず、恐らく何時間かを欠席した。」(VH 11) 第三に、この「筆記録は職業的筆記者によって聴講者の覚え書きから作成された」以上、「ここに公刊された草稿がヘーゲルの講義時間中に成立しなかったのは確かである。」(VH 11, 302) ヘンリッヒによる以上三点の文献学的記述を考慮するならば、第三回講義筆記録の文献学的信頼性は著作のみならず他の講義に対して劣ると言わなければならない。⁴⁾

- (1) D. Henrich, "Einleitung des Herausgebers : Ver-nunft in Wirklichkeit," in VH, 9-39.
- (2) 「印刷された『法哲学』が従来使用可能だったそれ以前の時期の資料〔第二回講義〕と比べ相違を示す限りで、イルティンクの記述は：説得的だった。そのような相違は現実中存在する。中でも序文では：歴史理論的視点が制度理論的視点により駆逐されているし、程度はより小さいが、君主権の章でも君主の決定権がこの決定の形式性に比して前面に出ている。」(VH 27f.)
- (3) 「ヘーゲルが政治運動取締りのための『カールスバード決議』(二八一九年夏)のために法哲学の内容を変更したというイルティンク説は、ヘンリッヒによつて否定されたという加藤尚武氏の要約は、検閲が『法哲学』成立に及ぼした影響力に関してヘンリッヒがイルティンクと同様の見解を有していることを看過している点で適切でない。(加藤尚武「ヘーゲル研究の曲がり角」『理想』六二〇号、一九八五年一月、二二九頁参照。)
- (4) 「この『第三回』講義録の資料的価値もほぼ決定的なものだと言つてよい」という加藤尚武氏の指摘は、第三回法哲学講義の文献学的信頼性に関する批判的吟味を欠いている。(加藤尚武「最近のヘーゲル研究事情」『理想』六〇五号、一九八三年一〇月、五八頁参照。)

(一) 第三回法哲学講義に基づくヘンリッヒのこのような批判に対し、イルティンクは自ら編集した第一回法哲学講義筆記の序文並びに序論の中で次のように述べている。一九七三―七四年の第二回・第五回・第六回講義公刊を通じ明らかとなった「新たなヘーゲル像」は、ヘンリッヒによる第三回講義公刊を通じ「驚くほどに確認され」、第一回講義公刊によつて「今や最終的に保証された」と見ることが出来る。」(VWH 5, vgl. 18)そして、この第一回講義は「長らくプロイセンの国家哲学者と見られてきたヘーゲルが南ドイツにおける初期立憲主義の傑出した理論家であったことを証明している。」(VWH 19 f.)では、如何なる点で一九八三年に公刊された二つの法哲学講義がこの「新たなヘーゲル像」を証明しているのであるか。以下では、第三回講義筆記録の書評という形式を取る同年のイルティンクの論文⁽²⁾を対象としつつ、第一回・第三回法哲学講義をめぐるイルティンクの見解並びにヘンリッヒに対する反批判を、理論的解釈と伝記的記述について見てみたい。

まず著作と講義の関係をめぐる理論的解釈において、イルティンクは、ヘーゲルの政治的見解と体系的思想を区別しつつ、前者の政治的見解に関してはヘンリッヒと同様、「第三回講義筆記録が復古政策への譲歩を含んでおらず、その叙述は残りの法

哲学講義に劣らずリベラルである」ことを認める。⁽³⁾そして、第一回・第二回・第三回講義の間の理論的同質性、これらの講義と著作の間の異質性を次の二点において指摘する。第一に、『法哲学』公刊に先立つ三回の講義の中には、理性と現実の連関を示す次の諸命題が見出される。「国民精神(Volkgeist)は実体である。総じて国制(Verfassung)はその発展であるから、理性的なものが起こることは必然的である。」(第一回講義、VWH 157)⁽⁴⁾「全ての国民は…必然的段階に基づいて、自由の概念と現実との一致を目指す闘争に耐えぬかならばならない。」(第二回講義、VI I 231)「国民の概念のうちに存在するもののみが現実世界において妥当し得ることを哲学は知っている。…理性的なものとは現実的となり、現実的なのは理性的となる。」(第三回講義、VH 50f)これらの命題は何れも、国民精神という形を取りつつ理性が歴史的に発展すること、理性的なものが現実のうちに具体化されることの必然性を示しており、そこでは当時の歴史的状况において理性的なものと現実的なものとの間に矛盾が存在することが前提されている。⁽⁵⁾これに対して、『法哲学』序文において理性と現実の間の矛盾を見出すことは不可能であり、理性的なものは現実的であるという言葉によって、過去において始まり未来において漸く完成されるような発展としての

歴史の理念は原則的に廃棄されている。⁽⁶⁾ヘンリッヒの言う講義における「歴史理論的視点」とは「歴史的现实はまだ理性的ではない」という思想に、著作における「制度理論的視点」は「現存の国家制度が既に今理性的である」という思想に帰着するのであって、両者を同一の思想に属すると考えることは出来ない。⁽⁷⁾

第二に、先の三つの講義では、君主の決定は形式的・主観的性質を有するに過ぎず、実質的・客観的決定は内閣に属するとされ、更に君主は政治的には無意味な存在であるが故に責任を免除されるのに対し、内閣は政治的な権限を有するが故に責任を負うとされている。「君主権の責任は大臣に属するから、単に個人によって決定されたり、君主の主観的な側近、宮廷によって決定されたりするような君主の行為は起こり得ない。君主の全ての決定は当該大臣によって署名されねばならない。」(第一回講義、VWH 165)「このような客観性と主観性との区別により、内閣のみが政府の行為に対し責任を負い、これに対し君主は全ての責任を免れている。」(第二回講義、VI I 332f)「君主と内閣において主観的なものと客観的なものとの分離が現われる」から、「責任は大臣にのみ帰属し得る。…君主の尊厳は政府の行為に対して何ら責任を負わない。」(第三回講義、VH 253)⁽⁸⁾

これに対し、『法哲学』は二つの異なる解釈を許容するのであり、第一の解釈によれば「君主は」形式的「のみならず」実質的「にも全ての決定を為し、政府はこの決定を実施・適用する為にのみ存在する。」また、第二の解釈によれば「政府は一方で、君主権の一契機として」決定の客観的面（二八四節）を君主にもたらし、他方で、君主権とは異なる契機として「君主による決定の実施・適用（二八七節）に携わる。」何れにせよ、著作におけるこのような君主権、絶対主義的観念は、講義における「王は君臨すれども統治せず」との見解とは相容れないものであり、それは「検閲並びにその背後にある権力への譲歩」と解釈することが出来る。講義と著作の間のこの相違を、ヘンリッヒのよう⁽⁹⁾に制度に基づく決定と君主の自己統治が共存するような両義的思想における強調点の差異と解してはならない。君主の自己統治に移行する時点と決定する権利が君主に属するならば、それは君主の自己統治以外の何物でもないものであり、制度に基づく決定とは両立しない。ここでは君主の権限が問題であるから、全ては規範的に解釈されねばならず、復古期において両者が共存し得たのは事実上の権力状態にのみ基づく。つまり、「事実と規範の区別を抹消する場合にのみ」両義性「について語るこゝとが出来た」のであり、「両義性」と考えられたものは、本来

は矛盾である⁽¹⁰⁾。」

このような政治的見解のレベルにおける講義と著作の間の矛盾と並んで、イルティンクは体系的思想のレベルにおいても両者の間の一定の差異が見られることを指摘している。つまり第一回講義と『法哲学』の間において、普遍的規範としての自然的理性概念から両極を結びつけ統一する第三者としての思弁的理性概念へ、規範的理論から思弁的理論へと転じるような「志向の転換」(Umorientierung)が存在しており、これが理性と現実の関係に関する見解の相違の根底に横たわっているとされるわけである。もちろん、この志向の転換は講義と著作の間の「体系的な非連続性」を意味するものでは決してなく、各々において自然法的理性概念と思弁的理性概念は混在しているのであって、「志向の転換」とは、「原理的に異なる二つの…課題が共に思想のうちに含まれており、叙述に際し両者の間で重点が移動しているということ」⁽¹¹⁾を意味する。

以上の理論的解釈、中でも政治的見解における矛盾の指摘に抛りつつ、イルティンクはヘーゲルの政治的立場の転換というテーゼを再び主張する。ヘーゲルは一八一七年以来、「自由な自己意識の発展によつて歴史的に乗り越えられた法制度を克服し、理性に適った国制を創出するための努力を支持する」よう

な立場を講義において表明しており、この思想は一八一九年一二〇年冬においてもなお維持されていた。「しかし、ヘーゲルはわずか数ヵ月後、一八二〇年初夏には、一八一七年から二〇年までの哲学的・政治的思想を本質的な点で否定するような立場を公刊された『法哲学』の中で取った。」つまり、「ヘーゲルは現存の法的・国家的状況に反対する立場から、当時存在した国家のみならずその抑圧的復古政策をも明確に正当化する立場へと移行した。…ここに存在するのはまさに『政治的立場の転換』と呼ばれるものである。」¹²⁾こうしてヘンリッヒが指摘する第三回法哲学講義(一八一九年冬学期)のリベラルな性格に同意する以上、一八一九年一月までの立場の転換という従来のテーゼは修正せざるを得ないのであり、イルティンクは転換の時期を一八一九年一月から一八二〇年初夏へと変更することによって、この修正に応じている。しかし、かつては伝記的記述に基づき語られていた立場の転換の時期が、ここでは第三回講義を新たに取り入れた理論的解釈に基づいて変更されているという点で、この修正が十分な説得力を有するとは言えない。

次いで、イルティンクは第一回・第三回講義の筆記録からその時々における『法哲学』の体系的完成度を判断しつつ、『法哲学』成立過程に関し新たな記述を試みている。イルティンクに

よれば、これらの筆記録からまず明らかとなるのは一八一七年冬学期の第一回法哲学講義が後の第二回・第三回講義に比して、遙かに大きな体系的完成度を示しているという点である。一八一七年に公刊された『エンチクペデー』初版(序文日付五月)の中の「客観的精神」——後年『法哲学』へと発展する部分——では抽象的法の理論が完成されているのみで、道徳性及び倫理はまだ完成されてはおらず、従って、かつては第一回講義において『法哲学』の体系的構成は未完成の段階に留まると推測されていた。しかし、今やこの想定が誤りであったことが判明したのであり、「第一回講義における叙述は多くの点で：第二回講義よりも具体的で完成されている。」¹³⁾これは第二回講義の筆記録では断片的に伝えられている注解部分のみならず、口述筆記部分についても妥当なのであって、第二回講義は一四二のページから成っている。これに対して、第三回講義は一七〇のページから成っている。これに対して、第三回講義のように、パラグラフの本文をノートに口述筆記させることを見合わせた」という点であり、原稿に基づいて講義を行った痕跡はこの筆記録には見当たらない。そこで、「ヘーゲルは第三回講義において、法の哲学の素材：を草稿に拠らない講義の中で述べたと想定し

なければならぬ。¹⁵⁾

従って、イルティンクは『法哲学』成立が大略次のような過程をたどったと考える。ヘーゲルは一八一七年春に抽象的法の概略的叙述を完成した後、夏季休暇(九—一〇月)に次の冬季期の講義を準備し、それに対し、『法哲学』から知られるような形式を与えた。「一八一七年冬季期の」第一回講義は後の全ての講義に比して遙かに大きな体系的完結性と統一性を示している。ハイデルベルクからプロイセンに移住した「一八一八年一〇月」後、ヘーゲルは「一八一八年冬季期の」第二回講義において講義の本文を縮小した。一八一九年夏には印刷を予定したテキスト(『法哲学』初稿)を作ったが、これは第三回講義には直接反映せず、この講義はむしろ原稿に拠らず覚え書きに基づいて為されたと思われる。しかし、一八一九年秋から一八二〇年初夏までの間にヘーゲルは手元にある初稿に手を加え、『法哲学』の最終的テキストを書き終えた。¹⁶⁾この際イルティンクはルーカス/ライムの批判に対して、『法哲学』初稿が一八一九年九月末に完成していたと想定する為の証拠を我々は持っていない¹⁷⁾ことを認めながら、ヘーゲルが一〇月三〇日の書簡で予告したにもかかわらず印刷を直ちに開始しなかった理由は、ヘンリッヒと同様に検閲への考慮から説明することが出

来ると主張する。¹⁶⁾

最後に、新資料の文献学的信頼性についてイルティンクは次のように述べている。まず第三回講義に関しては、「筆記録の最初の部分は注目すべき未熟さによって際立っている。その筆者は講義開始時には述べられた事に対し特別な関心を抱かなかったし、十分理解も出来なかった。」そして、「この氏名不詳の筆記者による講義録は、一層能力が乏しい筆記者によって書き写されているに相違ない。」従って、第三回講義の筆記録には「恐らくは講義そのもの以上に遺憾な点が多い。」これに対し、第一回講義筆記録は「疑いなく、従来知られていた全ての筆記録の中で哲学的に最も内容豊かであり、かつ文献学的に最も信頼できる」ものであって、それは口述筆記された本文のみならず、注解部分についても当てはまる。¹⁷⁾

(1) K.-H. Ilting, "Vorwort," "Einleitung des Herausgebers: Die neue Quellentlage," in VWH 5-6, 17-34.

(2) K.-H. Ilting, "Zur Genese der Hegelschen »Rechtsphilosophie«, *Philosophische Rundschau* 30. Jahrgang Heft 3 / 4, 1983, 161-209.

(3) Ebd., S. 174.

(4) この箇所は筆記録の解説・校訂に関し、イルティンク版とヘーゲル・アルホーフ版との間で差異があり、二つの版の原文は以下のようになつてゐる。

“Der Volksgeist ist die Substanz. Was vernünftig ist, muß geschehen, indem überhaupt die Verfassung seine Entwicklung ist. Die einzelnen Momente erhalten…” (VWH 157f, 3f.)

“Der Volksgeist ist die Substanz ; was vernünftig ist muß geschehen. Indem überhaupt die Verfassung eine Entwicklung ist, erhalten die einzelnen Momente …” (VW 192, 2-4)

(5) Iltting, “Zur Genese der Hegelschen »Rechtsphilosophie“, S. 181.

(6) Ebd., S. 181 f.

(7) Ebd., S. 182, 195.

(8) イルティンクによれば「君主権のこのような把握はハンジャマン・コンスタンによる一八一四年の憲章 (Charte constitutionnelle) のリベラルな解釈を継承していると思われる。例えばコンスタンもまた、憲章一二条「王の人格は神聖かつ不可侵である。王の大臣が責任を負う。」を次のように解釈していた。「我々の憲法は大臣の責任を定めることにより、内閣の権力と王の権力を明確に分離する。内閣の権力は王の権力に由来するにもかかわらず、実質上こ

れとは別個の存在を有する。」自由な憲法において、内閣の権力が行政の唯一の原動力だから、君主は大臣の仲介に拠らない限り提案を行うことにはない。」(Benjamin Constant, “Principe de politique,” (1815) in *Cours de politique constitutionnelle* I, Paris 1872, pp. 18, 26.)

(5) Iltting, “Zur Genese der Hegelschen »Rechtsphilosophie“, S. 191, 200.

(10) Ebd., S. 199.

(11) Ebd., S. 205.

(12) Ebd., S. 192.

(13) Ebd., S. 168.

(14) Ebd., S. 164f.

(15) Ebd., S. 172.

(16) Ebd., S. 164 (Ann. 7), 168.

(17) Ebd., S. 169f, 173.

(18) Ebd., S. 169, 173.

(三) 以上のように、「ヘンリッヒとイルティンクが講義と著作の間の理論的差異、その根拠としての検閲への恐れを共に認めつつ、理論的相違の性質をめぐって(同一の思想における強調点の差異か、相容れない二つの思想の間の矛盾か)、或いは理論的相違を規定する主たる要因をめぐって(両義的思想という

内在的要因か、検閲に代表される当時の復古政策という外在的要因か）論争を交わすのに対して、ルーカスはこの両者に対して全面的批判を加えている。

まずルーカスは、ヘンリッヒが編集した第三回講義録を対象とする書評¹の中で、この筆記録が有する文献学的信頼性に対して疑念を表明する。ルーカスによれば、「我々にはもはや入手不可能な『聴講者による』原本が、草稿で扱われた素材に対し自らは何ら関係を持たない²。職業的筆記者により書き留められた」という事情、語られたものと書き留められたものとの間に介在する「二重のフィルター」を考慮するならば、ヘンリッヒが第三回講義の筆記録に置いた高次の資料価値は疑わしい³。しかし、ルーカスが問題とするのはヘンリッヒが前提する第三回講義筆記録の信頼性のみには留まらない。そもそも講義筆記録一般の信頼性が疑問であって、「ヘーゲルのテクストと講義から作成された『追加』との同一視に対し、ホトーとグリースハイムの筆記録では弟子の精神とヘーゲルの精神が検証不可能な形で混在しているという根拠によって、ホフマイスターが留保を付したのは私の考えでは全く正しかった。」⁴然るに、イルテイング以来、著作と講義の資料的同等性を前提として講義の中にヘーゲルの真の顔を見出そうとする試みが為されるようになって

たのであり、このように「ヘーゲルの手にならない草稿を著作の中で述べられたヘーゲルに対し持ち出すことに対する警告」が必要である⁵。

だが、ルーカスによれば、そのような警告は既に一八三九年、ファルンハーゲン・フォン・エンゼによって為されていた⁶。当時K・E・シューバルトは自らの著作の中で、ヘーゲルの立憲君主政は「君主の衣をまとった共和政」であり、そのような理論は現存する国家が国家の理念に対応する完成された国家ではないという確信を呼び起こす以上、「謀反と反乱の教唆」であるとして、ヘーゲル『法哲学』の非プロイセン的・革命的要素を告発していた⁷。これに対し、ファルンハーゲンは、シューバルトの非難がガンスによってヘーゲルのテクストに付された「追加」に対し向けられており、「追加は本来のテクストに対して二次的関係に立つ」以上、「この追加を理論そのものと言いつて、理論を追加に基づいて非難するのは無理解と中傷に満ちた仕方である」と述べて、ヘーゲルを弁護した⁸。ルーカスによれば、今日でも講義ないしは追加の中にヘーゲルのリベラリズムを見出そうとする者は、ファルンハーゲンにより「一八三九年以来既にその妥当性を批判されているような仕方に従っている」⁹。しかし、ルーカスによりその信頼性を疑われた第三回講義並

びに「追加」の素材となつた第五回・第六回講義とは異なり、第一回・第二回講義はヘーゲルにより口述された本文を含んでいる。従つて、その信頼性の程度も、第一回・第二回講義と第三回・第五回・第六回講義との間では当然異なるはずであり、前者についてルーカスは次のように述べている。「ホマイヤー
 「第二回講義の筆記者」が書き取つた本文がどの程度信頼できるか判断するのは難しい。何れにせよ、それはヴァンネンマン
 「第一回講義の筆記者」が書き取つた本文以上に校訂を要すると前提しなければならぬ。ヴァンネンマンによる本文も誤りを免れてはいないが、その信頼性はカロヴェにより保証されたと見なすことが出来る⁽⁸⁾。慎重な言い回しながら、ルーカスもまた第一回講義に対し他の講義に優る資料価値を認めている点は疑いがないのであり、事実自らの論文において第一回講義を対象とする理論的解釈を展開している⁽⁹⁾。

更にルーカスは、伝記的記述に関し、ヘーゲルが迫り来る政治的抑圧に直面して個人的動機からプロイセン復古政策に妥協したというイルティンクの説明は、ヘーゲル個人を非難することとヘーゲル哲学全体の信用を失墜させんとするハイムの方法と軌を一にするとして批判する⁽¹⁰⁾。かつてハイムは『法哲学』でヘーゲルが為した復古精神の哲学的正当化の源を一八一七年の

『領邦議會論』(原題『ヴェルテンベルク王国領邦議會において一八一五—一八一六年に為された討論』)における政府への妥協に求め、その動機としてテュービンゲン大学事務局長の職を得ようとするヘーゲルの功名心を挙げていた⁽¹¹⁾。ハイムの死後(一九〇二年)公刊された遺稿では、この個人的動機の情報源としてK・T・ヴェルカーの名が挙げられ、「確かにこのような極めて党派的な人間の証言を入念な検証なしに受け入れてよいものか考えてみるべきだった」と回想されていた。だが、ハイムは「私は自分の中の党派性を克服するに足る程純粋な意味で歴史家ではなかつた」ことを認めつつも、「それが私の著作に生き生きとした色彩を与えた以上、今日でもなおその事を後悔することとはできない」と考えていた。何故なら、ハイムにとり「学問をリベラルでナショナルな直伝に奉仕させること」が狙いだったからである。ヘーゲル哲学全体を不信に陥れる為、個人的中傷という方法を用いたハイムの批判は、リベラルかつナショナルな政策とヘーゲル哲学との相反性を証明する意図に基づいていたが、今日ではイルティンク等により「個人的功名心から、否、買収に依じて破壊的な政治論文を書いたという旧来の非難が、個人的迫害の可能性に対する恐れへと解釈変えされている⁽¹²⁾」。ルーカスの見るところでは、「今や新たな伝説がかつての

伝説に取って代わろうとしている様に思われる。」⁽¹³⁾

- (1) H.-Ch.Lucas, "Altes und Neues zu Hegels Rechtsphilosophie," *Hegel-Studien* Bd. 20, 291-302.
- (2) Ebd., S. 297, 298.
- (3) Ebd., S. 297, 302.
- (4) H.-Ch.Lucas, "'Wer hat die Verfassung zu machen, das Volk oder wer anders?'" Zu Hegels Verständnis der konstitutionellen Monarchie zwischen Heidelberg und Berlin," in H.-Ch.Lucas / O.Pöggeler (hrsg.), *Hegels Rechtsphilosophie im Zusammenhang der europäischen Verfassungsgeschichte*, Stuttgart-Bad Cannstatt 1986, S. 175-220, hier 185-192.
- (5) M.Riedel (hrsg.), *Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie* Bd. 1, S. 252, 256.
- (6) Ebd., S. 318, 319.
- (7) H.-Ch.Lucas, "'Wer hat die Verfassung zu machen, das Volk oder wer anders?'" , S. 192.
- (8) Ebd., S. 197.
- (9) Ebd., S. 200-220.
- (10) Ebd., S. 175-185.
- (11) Haym, a. a. O., S. 350.

(12) H.-Ch.Lucas, "'Wer hat die Verfassung zu machen, das Volk oder wer anders?'" , S. 183, 184.

(13) Ebd., S. 188f.

(四) このようにルークスが主として文献学的次元からイルティンクとヘンリッヒの両者に対し批判を加えるのに対し、ジープは理論的解釈の次元においてイルティンクに対する批判を行っている。最初に、第一回法哲学講義の文献学的信頼性についてジープが述べているところを第一回講義録の書評⁽¹⁾に振り返りつつ見てみたい。ジープによれば、この第一回講義筆記録は「ヘーゲル法哲学講義の中で最も重要な筆記録」であつて、それは「テキストの意味及び信頼性に関して十分な根拠を持っている」⁽²⁾。まずテキストの意味について言えば、この筆記録は一八一七年冬学期において既にベルリン『法哲学』の思想の概略が完成していたことを明らかにしており、これはヘーゲルが公刊した同時代のテキスト——一八一七年の『エンチクロペディ』及び『領邦議会議論』——から従来うかがい知ることは出来なかった。次に、このテキストは以下の三点の理由によつて他の筆記録よりも高次の信頼性を有している。第一に、ヘーゲルの弟子カロウエは一八四一年三月のハレ年報において第一

回法哲学講義の中の「一三七節及び一四〇節(本文)」を引用しているが、これはヴァンネンマンにより筆記された第一回講義録の該当箇所と完全に一致している。第二に、この第一回講義録とホマイヤーにより筆記された第二回講義録との間で、特に序論(本文)に関して一致が存在する。第三に、『法哲学』に比して最も大きな相違を示す国内公法の部分については、『領邦議会議論』に基づく検証が可能である。このようにジープは第一回講義の意味及び信頼性について基本的にイルティングに同意するが、同じ筆記者ヴァンネンマンにより筆記された続く第二回法哲学講義の序論(注解)部分⁴⁾はホマイヤーによるそれとは相違している以上、第一回講義の注解部分に対しては十分な信頼を置くことは出来ない⁵⁾と考える。

次いで、ジープは理論的解釈の次元でこれまで争われてきた二点、理性と現実の二重命題並びに君主権の位置について、第一回講義を対象としつつ以下のように述べている。第一に、「理性的なものが起こることは必然である」という第一回講義の命題は、第三回講義における「理性的なものは現実的となる」⁶⁾或いは著作における「理性的なものは現実的である」⁷⁾に対応すると考えられるが、ジープによれば、これらの表現は全てヘーゲルにおける同一の存在論的根本思想、すなわち自然及び歴史の

秩序と発展は「論理学的理念」によって決定されるという思想を表わしている。従って、『法哲学』のような規範的学も歴史的發展の根本傾向を無視し、純粹理性のみに基づくことは出来ない。だが、他方で、「現実的なものは理性的である」との公式は哲学的法学が現行法を実証主義的に肯定し得ることをも意味しないのであって、第一回講義に「哲学的法学において如何なる法律(Gesetz)も法(Recht)の基準ではない」(VW 10)とあるように、理性に基づく法と共同体での現行法との間に相違が存在し得るし、また存在しなければならぬ⁵⁾。

にもかかわらず、第二に国家の三権の間の関係については、「一八一七年のヘーゲルは事実上一八二〇年に比べて、西欧における議會君主政のリベラルな初期段階に著しく接近している」とされる⁶⁾。つまり、ジープの別の論文によれば、一八一七年と一八二〇年の間では次の三点に関し、君主権・統治権・立法権という三権の間の重点の移動を見て取ることが出来る。第一に、第一回講義によれば君主の決定は当該大臣の同意(副署)を必要とし、大臣の任免は議會の多数に依存するとされているが、(VW 205, 241)第二回講義では後者が、一八二〇年の「法哲学」では両者共に見出されない。第二に、第一回講義では、政府と反対派の対立、議會内における与党と野党の対立が立法

権の本質とされており、(VW 240 ff.) これは『領邦議會論』にも見出されるが、以後のテクストには存在しない。第三に、立法権それ自体の比重ならびに立法権の政府に対する比重が、一八一七年に比べて一八一九年以降軽減している。まず、第一回講義では積極的意味での選挙が問題であるのに対し、『法哲学』では選挙は「余計なこと」(三二二節)とされており、また、第一回講義では官僚の権力濫用に対する統制機能が議會に帰せられているのに対し、(VW 218) 『法哲学』ではこれが君主に付与されている。(二九五節) 以上の三点から明らかとなるように、『法哲学』に比べ、第一回講義では議會が政府及び君主に対しより大きな比重を有しており、この限りで、一八一七年にヘーゲルは「英仏をモデルとして議會君主政への歩みを成し遂げた」(VW H 26) というイルテイングの見解に同意することが出来る。しかし、ジープによれば、この比重の変化はヘーゲルにおける根本思想の転換を意味するものではない。ヘーゲルの権力分立論は君主の下にある不可分の主権と国制に基づく権力分立とを体系的に統一する試みの結果であり、君主と国制の統一が理性的国家の基盤を成すという考えはイエナ末期以来確定したヘーゲルの思想であった。そして、この結果、三権の中でも君主権が最終的決定を下す「中立的権力」(B・コンスタン)とし

て優越的地位を占めることとなった。従って、三権間の比重の変化はヘーゲルの権力分立論の「根本的特徴」に関わるものでなく、むしろ状況に対する理論の「精密な適用」に際して生じる相違と見なければならぬ。⁹⁾

ルーカスやジープによって為された以上の批判に対し、イルテイングの側からの再反論を期待することはもはや出来ない。第一回・第三回講義が公刊された翌年、一九八四年にイルテイングは世を去ったからである。ここに、法哲学講義をめぐる交わされた論争は一方の当事者を失うことにより幕を閉じることとなった。

(1) L. Siep, "Hegels Heidelberger Rechtsphilosophie," *Hegel-Studien* Bd. 20, 1985, 283-291. Vgl. derselbe, "Endlich das wahre Gesicht Hegels?" *F.A.Z.* 25. November 1983, S. 25.

(2) Siep, "Hegels Heidelberger Rechtsphilosophie," S. 283.

(3) F. Nicolini, "Hegel über konstitutionelle Monarchie," *Hegel-Studien* Bd. 10, 1975, 79-86.

(4) "Einleitung - nach der Vorlesung im Wintersemester 1818 / 19 in Berlin," in VW 269-280.

(5) Siep, "Hegls Heidelberger Rechtsphilosophie," S. 288.

(6) Ebd., S. 287. ただし、ジープによれば、国家の三権に關するヘーゲルの構想は当時の英仏には現実には見出されない以上、ドイツにおける初期自由主義・立憲主義の傑出した代弁者ヘーゲルというイデオロギアのテーゼは、「条件付きでのみ受け入れることが出来る。」何故なら、

ヘーゲルは君主を議會における多数に依存させつつも、他方で「君主の最終決定権」を認めることによってイギリスのような君主の議會依存を拒否すると共に、全体を諸身分へと編制する代表によって「普通選挙」というフランス的抽象」をも拒否しているからである。(Ebd., S. 287)

(7) L.Siep, "Hegels Theorie der Gewaltenteilung," in H.-Ch.Lucas / O.Pöggeler (Hrsg.), *Hegels Rechtsphilosophie im Zusammenhang der europäischen Verfassungsgeschichte*, 387-420, hier 401-403.

(8) Ebd., S. 403 f.

(9) Ebd., S. 387, 398, 419.

五 回顧と展望

(一) 最後に、二度にわたる法哲学講義公刊を契機として展開された以上の論争を振り返りつつ論点を集約し、続いて法哲学講義を解釈対象に取り入れつつヘーゲル『法哲学』の新たな解釈を試みる上での考察枠組を提示したい。

第一に、法哲学講義と『法哲学』の関係をめぐり交わされてきた理論解釈上の論争を総括したい。一九七三年以来、講義と著作の間の理論的矛盾を主張するイルティンクに対して、第二回・第五回・第六回講義をめぐりホルストマンとオットマンが、第三回講義をめぐりヘンリッヒが、第一回講義をめぐりジーブが反論を加えてきたが、これらの反論に共通するのはヘーゲルの根本思想ないしは体系的思想と具体的な政治的見解とを区別した上で、根本思想における連続性を指摘するという点であった。そこで、一見すると両者の対立は断絶説対連続説という両立し難い二律背反であるかのように見える。しかし、両者の関係は実際には「あれかこれか」(Entweder-Oder)の二者択一を迫るような「矛盾対当」の関係ではなく、アンチノミーと見えながらも「仮象の矛盾」に過ぎない。何故なら、一方でイルティ

ングが体系的思想における一定の連続性を——重点の移動という形で——認めるのに対し、他方でホルストマン、ヘンリッヒ、ジープも具体的見解における一定の非連続性を——強調点の相違ないしは重点の移動という形で——認めるからである。従って、外見上アンチノミーと思われるものは、実際上は同一の枠組を共有する者の間の力点の相違を意味していると言える。もちろん、両者共に連続面と非連続面を認めるとはいえ、イルティンクと他の論者の中で連続・非連続の比重について見解の相違が存在することは確かであり、また問題となり得る論点も理性と現実の関係、君主権の位置付けのみには留まらない以上、ヨリ広範な論点に即して連続・非連続の比重に関する最終的判断を下すという作業はなお残された課題である。

更に、両説において等しく認められた非連続面を説明する根拠についても同様のことが当てはまる。確かに、ヘンリッヒ等が思想的両義性という体系的思想に内在する根拠を示すのに対し、イルティンクは政治的立場の転換という外在的根拠を挙げている。しかし、ヘンリッヒが検閲への顧慮という外在的要因を認めざるを得なかつたのと同様に、イルティンクもまた体系的思想における重点の移動という内在的要因を認めているのであって、この点についても両立し難い二律背反は問題ではない

と言えよう。つまり、講義と著作の間の非連続面を考察する場合には、個々の論点に依じて外在的要因と内在的要因のうちの一方あるいは双方を考慮に入れればよいのである。

第二に、当時の政治状況並びに『法哲学』公刊過程に関する伝記的記述をめぐって為された論争をみてみたい。伝記的記述のうち、まずヘーゲルが置かれた政治状況の記述は、イルティンクの見解の中でも相対的に最も異論の少なかつた部分であり、ハイムにならつた個人的中傷というルーカスの批判といえども、具体的内容を欠く以上、到底実質的批判とは言えない。しかし、一八一九年一月におけるヘーゲルの政治的立場の転換というイルティンクのテーゼが第三回講義を対象とする理論的解釈に基づいて修正を余儀なくされた点、転換の時期に関するイルティンクの修正が十分な説得力を有しない点は既に見た。だが、ここには別の修正の可能性、即ち転換の意味を具体的な政治的見解の変化から、著作における本来の見解の隠蔽へと変更する可能性が残されている。つまり、一八一九年七月以降のデマゴグ狩り、九月のカールスバード決議といった困難な政治状況はヘーゲルの政治的見解を転換させるよりも、むしろ著作において本来の見解を表出するのを妨げる方向に働いたと解することが可能であり、この場合イルティンクのように転

換の時期を特定する必要はそもそも存在しない。無論、この本来の見解と呼ばれるものが単純にリベラルと特徴づけることが出来るものか、それとも強調点の移行を許容するような両義性に充ちた思想であるのかという点は伝記的記述によってではなく、講義と著作を対象とする理論的解釈によって決定されねばならない。

次いで『法哲学』成立過程に関しては、これまで見たように、草稿改作説を唱えるイルティンク、リーデルとこれを否定するルーカス、ラマイルとが両極で対峙しているが、説の適否を決するにはなお不分明な点が多い。第一に、一七〇のパラグラフから成る第一回講義が、第二回講義において一四二のパラグラフにまで縮小されたのは何故かという点である。特に縮小部分が主として市民社会及び国家の叙述に関わるだけに、二つの講義の間のこの分量の差は次の点を考える上でも看過することは出来ない。即ち、第二は一八一九年の時点で草稿の完成度がどの程度だったかという点であり、確かに、『精神現象学』『論理学』『エンチクロペデー』の場合を考えれば、ここでも草稿の最初の部分のみが完成されていたに過ぎないというルーカス等の説は説得力を持っている。しかし、第一回講義の高い完成度を考えれば、リーデル、イルティンクのように既に大部分が完

成されていたと想定することも可能である。しかし、以上二点における不明確さにもかかわらず、次の二点は確定していると言つてよい。第一に、第一回講義が示す体系的完成度の高さであり、イルティンクやジーブが指摘するように、『法哲学』の体系は既にハイデルベルクにおいて完成されていた点は見紛うべくもない。第二に、一八一九年一〇月三〇日、一八二〇年六月九日の書簡が示している様に、『法哲学』の具体的叙述はカールスバード決議後に課された検閲を前提として書かれ、現に検閲を経由しているという点であり、講義と著作の間の理論的相違は検閲が及ぼした政治的・実体的影響力を考慮に入れることによつて説明することが出来る。

最後に、現在知られている五つの法哲学講義の文献学的信頼性を検討したい。まず、講義それ自体の間において信頼性に相違が存することを確認しなければならない。即ち、五つの講義の中でも第一回及び第二回講義(特にその本文)が高次の信頼性を有するのに対し、第三回講義の信頼性は低次に留まっております。第五回・第六回講義はこの両極の間に位置し、中程度の信頼性を有すると言える。次いで、講義と著作の間の信頼性の相違が問題となるが、この際講義の間の信頼性の相違を考慮しなければならぬ。即ち、第一回・第二回講義本文は『法哲学』

と同程度の信頼性を有するが、これを除く他の講義は『法哲学』に対し資料的に劣位に立ち、これは特に第三回講義について著しい。そして、以上のような講義の間、講義と著作の間の信頼性の相違を自覚した上で法哲学講義を理論的解釈の対象に採り入れることは可能かつ有益であり、ルーカスのように信頼性の相違を以て講義と著作の間の比較を最初から拒絶する態度は支持することが出来ない。

(二) 以上のような法哲学講義をめぐる近年の論争並びにこれに先立つ戦前戦後の『法哲学』解釈を前提としつつ、法哲学講義と『法哲学』の間の関係、両者の連続面と非連続面を解明する為の基本的視角について次に述べてみたい。法哲学講義を解釈対象に取り入れつつ『法哲学』の新たな解釈を試みるに際しては、以下の三つの観点を考えることが出来る。

第一が、共時態としてのテクストの世界に身を移し、これを内側から照射する内在的観点であり、この観点からする従来の理論的解釈を振り返る時、そこには四つの論点を見出すことが出来る。まず、最初の二点は講義と著作の間の連続と断絶をめぐる近年の論争に係わっている。ここではヘーゲルにおける理性と現実との関係並びに君主権の位置付けという二点が問題と

されてきたが、論争の経緯が示すように、この両者を論ずるに当たってはテクストの表層に現われた政治的見解に注目するだけに留まらず、その深層に横たわる体系的思想にまで遡行する必要がある。即ち前者については、かつてハイムが、近くはヘンリッヒが試みたようにヘーゲルの思惟における概念と現実の両義的關係に遡らなければならないし、また後者についても、ジープが試みたように君主権をヘーゲルの権力分立論の中で捉え直し、その体系的根拠にまで下降しなければならない。

次いで、残る二点は戦前と戦後の間の論争に係わっている。ヘーゲルの国家概念を『法哲学』解釈の中心に据え、そこに復古の哲学を見て取った戦前の解釈に対し、戦後の解釈は市民社会概念を抽出し、これを革命の哲学を具現するものとして対置してきた。しかし、国家概念の一面的強調に対し市民社会概念への関心を喚起するこのような解釈は、国家概念の理論的検討を怠り、その結果として新保守主義的世界観に対する思想的免疫を欠くという別の一面性を代償として支払わざるを得ない¹⁾。そこで、再度ヘーゲルの国家概念に注目し、これと理論的に対決するという作業が不可欠となるが、この際手掛かりとなるのはハイムによる古典的なヘーゲル批判、即ち近代原理に対する古代原理の優位が近代国家の諸原理の歪曲、国家の古代的品格

化を帰結するというテーゼである。同時にハイムにおいては、国家の神格化をもたらずこの古代原理の勝利は近代主体性の没落をも招来するという点、即ち主体性・固体性の軽視が国家の絶対化と表裏一体の関係にある点が指摘された。このような主体性の位置付けについても、戦後のリベラルな解釈により十分な注意が払われてきたとは言いがたい。しかし、ヘーゲルにおける国家像及び主体性の把握という二点は、ヘーゲルとリベラリズムとの親近性あるいは背反性を考える上でのメルクマールと言わねばならない。

もちろん、ヘーゲルの国家概念と主体性概念を今一度問題とするとすることは、次の二重の意味においてハイムのかつてのテーゼの単純な更新を意図するものではない。第一に、今や我々は法哲学講義という新たな資料を手にしており、既にイルティンク及び(条件付ながら)ジープによって第一回講義におけるヘーゲルと近代立憲主義の親和性が、ヘンリッヒによって「ヴァンネンマン筆記録はベルリン時代の他の筆記録以上に、個性・主体性が「実体性」と同等の本来的意義を有することを強調している」(H 375) 点が指摘されている。従って、新たに法哲学講義を理論的射程に収めつつ、先のハイムのテーゼを検証することが新たな課題となる。第二に、ハイムの古典的解釈

に対しては、近年これと対極に位置する解釈がハーバーマスによって唱えられている。つまりハーバーマスによれば、近代を特徴付ける主体性原理を絶対視し、主体中心化した理性の枠内に留まったが故にヘーゲルは国家主義に陥ったのであって、ヘーゲルにおける国家に対する個人の従属は近代原理の絶対化に伴い、主体性に本来的に内在する抑圧的・権威主義的性格が露呈したものに他ならないとされる。従って、このような対立する解釈を考慮に入れつつ、ヘーゲルにおける古代—近代問題という形でハイムのテーゼを根本的に再検討することが新たな課題となる。

以上四点を論ずるに際し、戦後英米の解釈において見られたように政治理論と哲学の間の連繫を看過することは許されない。著作の「全体もその分枝の展開も論理学的精神に基づいて」おり、「学において内容は本質的に形式と結びついている」が故に、「この面からこの論述が理解され、評価されることを特に望みた」(W V II 12-13)とは『法哲学』序文においてヘーゲル自ら強調した点であり、内容と形式、政治と哲学が交錯するメタ政治の次元へと下降することは前提作業として不可欠であると言えよう。同時に、この作業は講義と著作を貫く強靱な連続性を確定するという意義を有しており、従って、政治理論と

哲学が連繫するこの連続面を明らかにした後に初めて、理性と現実、君主権、国家権、主体性という四点における講義と著作の間の連続・非連続を検討することが可能となるであろう。この講義と著作の間の連続・非連続を検討する際、主たる対象として取り上げるべきは第一回・第二回講義、とりわけ第一回講義であり、他の第三回・第五回・第六回講義は副次的な形でのみ検討の対象となる。それは一つには、『法哲学』公刊以後の講義が基本的に『法哲学』のパラグラフに基づく注解部分から成るのに対し、公刊以前に為された講義は（第三回講義を除き）独自のパラグラフと本文から成っており、同時に『法哲学』成立過程を明らかにするという意味を持つからである。今一つは文献学的信頼性の問題であつて、既に見たように、第一回・第二回講義の本文が講義の中でも高次の信頼性を有するという点では論者の見解はほぼ一致しており、更にイルティンクの見解によれば、第一回講義の注解部分もまた他の講義に比して充分な信頼性を有するものと考えられる。

以上のような内在的観点と並んで、第二にテキストを取り巻くコンテキストに注目し、テキストを外側から照射する外在的観点が挙げられる。まず、政治理論は状況との関わりの中で形式されると同時に状況に対する一定の対応である以上、状況と

思想との連繫に注目しなければならない。この連繫を捉える方法として、第一に当時の政治状況に関する伝記的記述を挙げる事が出来る。一八二〇年前後の復古期ヘーゲルに関する伝記的記述が十分な資料の裏付けに基づき為されるようになったのは戦後になってからであり、この点においてJ・ドントやイルティンクによる近年の成果が参照に値する。無論、ドントとイルティンクの間にはヘーゲル像に関し相違が存在するのであつて、ドントがプロイセン政府との提携と緊張、ブルシェンシャフトの批判と擁護という二重のレベルにおけるヘーゲルの両義的関係を指摘するのに対し、イルティンクはこれを前提として、一八一九年におけるプロセイヌ復古期の開始を転機とする両義性の解消、ヘーゲルの政治的立場の転換を指摘している。しかし、既に述べたように、イルティンクが言う立場の転換の意味を限定的に解するならば、両者の見解の隔たりは一見するほど大きなものではない。状況と思想の連繫を捉える第二の方法として、ヘーゲルの時事論ないしは状況的政治観への着目が挙げられる。即ち、『法哲学』及びこれに連なる諸論者がヘーゲルの思想の原理論を述べているとすれば、これと並んで、イェナ前期のヘーゲルについては『ドイツ国制論』、一八一七年のヘーゲルについては『領邦議會論』、一八三二年のヘーゲルにつ

いは『イギリス選挙法改正法案について』といった時事論が存在しており、これらの時事論と先の原理論との連関を探ることが一つの理論的課題となり得る。このような状況と思想の連繋という意味でのコンテクストを仮に政治史的コンテクストと名付けるならば、他方で言語世界的コンテクストと呼ばれるべきものが存在する。リッターにおける形而上学的伝統、リーデルにおける実践哲学の伝統がこれであり、両者においてはこのようなコンテクストとの連続と断絶という視点がヘーゲル解釈の中心に据えられていた。しかし、ヘーゲルにおける伝統と革命の絡み合いは何よりもその思想的発展史のうちに見出されるものである以上、この視点を直接ベルリン期ヘーゲルの理論的解釈に適用する試みは安易な伝統主義的解釈に陥る恐れなしとしない。

以上二つの観点が共時態としてのテクスト及びコンテクストに注目するのに対し、通時態としてのそれに注目するのが第三の発展史的観点である。先に挙げた理性ないし概念と現実との両義的關係、権力分立論における君主権の位置付け、古代―近代問題との関連における国家像と主体性の位置、これらの点をメタ政治の次元において明らかにする為には、ヘーゲルの思想を予め与えられた所与としてではなく、一連の過程を通じた生

成の所産として捉え、精神的年代記をたどりつつイエナ期ヘーゲル・若きヘーゲルへと遡ることが前提作業として必要となる。それは一つには、復古期のヘーゲルから革命期ヘーゲルへと視野を拡大し、当時の政治的・経済的・哲学的諸革命（フランス革命、イギリス産業革命、カント批判哲学）との関連においてヘーゲルの思想の生成・発展過程を理解することを意味すると共に、今一つにはこの時代の課題と取り組む際にその手掛かりとしてヨーロッパ文化の伝統（古代ギリシア並びに原始キリスト教）が受容・摂取される過程を把握することを意味する。もちろん、このような革命と伝統の絡み合いを若きヘーゲル・イエナ期ヘーゲルの思想的発展史のうちに探る試みはルカーチ以後様々な形で為されてはきた。しかし、既に見たように、戦後の発展史的解釈は文献学の急速な進展とこれに伴う分析の精緻化・細分化と引き替えに、解釈対象並びに接近視角の分離・拡散という代価を支払わざるを得なかった。従って、これら発展史的分析の蓄積を総合的視点の下で今一度統合することによってヘーゲルの思想的発展の全体像を構築すること、更にこれをベルリン期ヘーゲルの内在的・理論的解釈へと架橋することが新たな課題となる。

本稿では戦前戦後の『法哲学』解釈を概観し、これとの関連

において法哲学講義をめぐる近年の論争を考察した後、この論争を総括しつつ、『法哲学』と法哲学講義の相互連関を明らかにする為の考察枠組の設定を試みてみた。最後に述べたような三つの観点——内在的・外在的・発展史的観点——に拠りつつ、一連の法哲学講義と一八二〇年の『法哲学』の間の錯綜した関係を解き明かすという作業は、以後ヘーゲル政治理論の解釈を試みる上で避けて通ることの出来ない課題である。これについては今後を期したい。

(一) Vgl. R.P.Horstmann, "Über die Rolle der bürgerlichen Gesellschaft in Hegels politischer Philosophie," *Hegel-Studien* Bd. 9, 1974, 209-240.

(二) 戦後における伝記的研究の進展に与って力あったものとして、ホフマイスターによる書簡集の公刊 (Br I-III, 1952-4) を挙げる事が出来る。

Neueste Auseinandersetzungen um Hegels Vorlesungen der Rechtsphilosophie

Takeshi GONZA*

1. Einleitung
2. Allgemeine Tendenzen der nachkriegszeitlichen Hegelinterpretation
 - (1) Prototyp der traditionellen Interpretation
 - (2) Erneuerung in der biographischen Dimension
 - (3) Erneuerung in der theoretischen Dimension
 - (4) Neueste theoretische Interpretation
 - (5) Entfaltung der entwicklungsgeschichtlichen Interpretation
3. Auseinandersetzung um die 1973/74 veröffentlichten Vorlesungsnachschriften
 - (1) Biographische Beschreibung
 - (2) Theoretische Interpretation
 - (3) Philologische Interpretation
 - (4) Einwand in der biographischen Dimension
 - (5) Einwand in der theoretischen Dimension
 - (6) Einwand in der philologischen Dimension
4. Auseinandersetzung um die 1983 veröffentlichten Vorlesungsnachschriften
 - (1) D.Henrich
 - (2) K.-H.Iltting
 - (3) H.-Ch.Lukas
 - (4) L.Siep
5. Rück-und Ausblick
 - (1) Zusammenfassung der Auseinandersetzungen
 - (2) Weitere Aufgaben

* Assistent an der juristischen Fakultät der Universität Hokkaido

1. „Die sonderbare Vermischung der zwei entgegengesetzten Tendenzen“, die E.CASSIRER einst in der politischen Philosophie Hegels erkannte, gilt ebenfalls für die Deutungsgeschichte der Hegelschen „Rechtsphilosophie“. Während die traditionelle Interpretation die verhängnisvolle Verbindung Hegels mit „dem Mythos des Staats“ kritisiert hatte, hat die nachkriegszeitliche Interpretation die Auflösung des „Hegel-Mythos“ sowie eine gerechtere Bewertung der „Rechtsphilosophie“ versucht. Unter Einbeziehung der 1973/74 und 1983 veröffentlichten Vorlesungsnachschriften hat K.-H.ILTING außerdem behauptet, daß das Janusgesicht Hegels als Widerspruch zwischen Werk und Vorlesungen gedeutet werden müsse. Diese Ansicht Iltings hat unter Hegel-Forschern heftige Auseinandersetzungen provoziert. Als die Vorstufe zu meiner später vorzulegenden Hegelinterpretation soll in den nachfolgenden Ausführungen die Forschungssituation der Hegelschen „Rechtsphilosophie“ näheruntersucht werden.

2. (1) Seitdem R. HAYM 1857 Hegel als „den preußischen Staatsphilosophen“ bezeichnet hatte, hat diese Identifizierung mit der preußischen Restauration für lange Zeit die traditionelle Hegelinterpretation bestimmt. Die nachkriegszeitliche Interpretation ist als Versuch der Antithese zu diesem traditionellen Hegel-Bild zu bewerten. (2) Zunächst bemühte sie sich in der biographischen Dimension, das Spannungsverhältnis zwischen Hegel und der preußischen Regierung einerseits und seine freundschaftliche Beziehung zur Burschenschaftsbewegung andererseits hervorzuheben. (T. M. KNOX, S. AVINERI, J. D'HONDT) (3) Dann versuchte sie in der theoretischen Dimension, die politische Philosophie Hegels im Zusammenhang mit der modernen Revolution, welche die geschichtliche Kontinuität der Tradition unterbrochen hatte, zu verstehen. (J. RITTER, M. RIEDEL) Aus diesem antithetischen Versuch ist das neue Hegel-Bild, nach dem Hegel als der nichtpreußische Philosoph der bürgerlichen Gesellschaft begriffen wird, entstanden. (4) In der jüngsten Diskussion um Moderne und Postmoderne wird Hegel überdies als der erste Denker der Nachaufklärung (Ch. TAYLOR) oder als Vertreter des modernen Subjektivitätsprinzips (J. HABERMAS) charakterisiert. (5) Die philologischen Bemühungen in der Nachkriegszeit haben darüber hinaus zu einer genaueren Analyse der Entwicklungsgeschichte Hegels einen großen Beitrag geleistet. Gleichzeitig lassen sie den Brückenbau zum späten Hegel und den Wiederaufbau eines umfassenden Hegel-Bildes als die noch zu erfüllende Aufgabe übrig.

3. Es war die Synthese dieser zwei entgegengesetzten Interpretationen in der Vor- und Nachkriegszeit, die K.-H. ILTING aufgrund der 1973/74 veröffentlichten neuen Materialien (der zweiten, fünften und sechsten Vorlesungen über Rechtsphilosophie im Winterhalbjahr 1818/19, 1822/23, 1824/25) versuchte. (1) Zuerst erkannte er biographisch die Beteiligung Hegels an der Burschenschaftsbewegung, die Spannung mit der Polizeibehörde an und zugleich behauptete dessen Positionswechsel im Herbst 1819 (nach den Karlsbader Beschlüssen), durch den Hegel in der Restaurationszeit unter Berücksichtigung der Zensur das Manuskript der „Rechtsphilosophie“ retuschiert und sich an die preußische Regierung angepaßt hat. (2) Dann weist Ilting die theoretischen Unterschiede zwischen der „Rechtsphilosophie“ von 1820 und den Vorlesungen (insbesondere der zweiten Vorlesung) nach und erklärt diesen Widerspruch aus der Anpassung Hegels an die zwischenzeitlich eingeschlagene Restaurationspolitik. (3) Schließlich ist die philologische Verlässlichkeit der Vorlesungen nach Ilting höher einzuschätzen als die der „Rechtsphilosophie“ von 1820, weil die „Rechtsphilosophie“ den eigentlichen Gedanken Hegels nicht darstellt.

Gegen Iltings Hypothese wurden die folgenden Einwände in der biographischen, theoretischen, philologischen Dimension erhoben. (4) Obwohl die Beschreibung der damaligen politischen Umstände durch Ilting die allgemeine Zustimmung hervorrief, widersprachen H.-CH. LUKAS und U. RAMEIL der Überarbeitung des Manuskripts unter der Prämisse der Zensur, auf die Ilting und auch Riedel hingewiesen hatten. Die Terminverschiebung des Drucks der „Rechtsphilosophie“ hängt nach Lukas und Rameil nicht von den politischen, inhaltlichen, sondern von den unpolitischen, formalen Gründen ab. (5) Gegen den theoretischen Widerspruch, den Ilting zwischen Werk und Vorlesungen herauszufinden glaubte, behaupteten R. P. HORSTMANN und H. OTTMANN die Identität des Grundkonzepts oder die Kontinuität im systematischen Denken Hegels : Der frühere Gegensatz der traditionellen und nachkriegszeitlichen Interpretation hat sich in den neuen Gegensatz von Kontinuität und Diskontinuität zwischen Werk und Vorlesungen umgewandelt. (6) Philologisch wurde die Überlegenheit der „Rechtsphilosophie“ gegenüber den Vorlesungen einerseits sowie der zweiten vor anderen Vorlesungen andererseits nachgewiesen.

4. Diese Auseinandersetzung wurde angesichts der 1983 veröffentlichten zwei Vorlesungsnachschriften (die erste, dritte Vorlesung im Winterhalb-

jahr 1817/18, 1819/1820) fortgesetzt. (1) D. HENRICH versteht unter der Voraussetzung der Verlässlichkeit der Vorlesung den Widerspruch zwischen dem Werk und der dritten Vorlesung (überdies den Vorlesungen überhaupt) als die Verschiedenheit der Akzenten in demselben zweideutigen Gedanken. Und während er die Akzentverschiebung aus der Rücksicht auf die Zensur erklärt, widerspricht er dem Positionswechsel Hegels im Herbst 1819 (vor der dritten Vorlesung). (2) Dagegen behauptet ILTING aufgrund der ersten, dritten Vorlesung, daß zweierlei politische Ansichten, die Hegel im Werk und in den Vorlesungen geäußert hat, nicht Teil desselben Gedankens sein können, und erklärt dies mit dem Wechsel des Standorts im Juni 1820, obwohl er auch eine bestimmte Kontinuität im systematischen Gedanken anerkennt. (3) Gegen Henrich und Ilting weist LUKAS darauf hin, daß die Authentizität der dritten und anderen Vorlesungen zweifelhaft ist, und lehnt deshalb die Vergleichsmöglichkeit zwischen Werk und Vorlesungen überhaupt ab, obwohl er nicht umhinkann, in der ersten Vorlesung eine gewisse Authentizität zu erkennen. (4) L. SIEP erkennt andererseits die philologische und theoretische Bedeutung der ersten Vorlesung an und weist die Verschiebung des Schwerpunkts in der Staatslehre zwischen 1817 und 1820 und die Annäherung Hegels an den Parlamentarismus in der ersten Vorlesung nach.

5. Zum Schluß möchte ich die Perspektive zur weiteren Forschung vorlegen, nachdem ich auf die zweimal entfalteten Auseinandersetzungen zurückgeblickt habe. (1) ① In der theoretischen Dimension scheint der Gegensatz zwischen ILTING und anderen Forschern (HORSTMANN, HENRICH, SIEP) die unvereinbare Antinomie von Diskontinuität und Kontinuität zu sein. Aber dieser scheinbare Widerspruch bedeutet in Wirklichkeit die Verschiedenheit des Schwerpunkts in demselben Rahmen, weil Ilting eine bestimmte Kontinuität im systematischen Gedanken, die anderen eine bestimmte Diskontinuität als Akzentverschiebung anerkennen. ② In der biographischen Dimension ist es trotz einiger Unklarheit über die Entstehungsgeschichte der „Rechtsphilosophie“ das Folgende festzustellen, daß das System der „Rechtsphilosophie“ schon in der ersten Vorlesung vollendet war und die konkrete Darstellung der „Rechtsphilosophie“ unter Berücksichtigung der Zensur, die nach den Karlsbader Beschlüssen auferlegt wurde, geschrieben wurde. ③ Über die philologische Verlässlichkeit der fünf Vorlesung ist es zu sagen, daß die Zuverlässigkeit der dritten Vorlesung am niedrigsten, dagegen die vom

Hauptteil der ersten und zweiten Vorlesungen am höchsten ist. Deshalb ist es möglich und aufschlußreich, die letzten beiden als den Vergleichsgegenstand zur „Rechtsphilosophie“ aufzunehmen.

(2) Dabei kann man unter drei folgenden Gesichtspunkten die politische Philosophie Hegels betrachten. Unter dem textimmanenten Gesichtspunkt können wir über vier Streitpunkte in den bisherigen und neuesten Auseinandersetzungen (Subjektivitätsbegriff, Staatsbild, fürstliche Gewalt und Doppelsatz) Kontinuität und Diskontinuität zwischen Werk und Vorlesungen dadurch hervorheben, auf den metapolitischen, systematischen Gedanken, welcher der politischen Ansicht Hegels zugrundeliegt, zurückzugehen. Unter dem kontextuellen Gesichtspunkt können wir die verschiedenen Kontexte, in denen Texte entstanden sind, (die politischen Umstände und die Rezeption der Tradition und Revolution) erklären. Die Vorarbeit dazu kann man unter dem entwicklungsgeschichtlichen Gesichtspunkt durchführen, d. i. den systematischen Gedanken Hegels als das Produkt des Vorgangs auffassen, in dem er in den obengenannten Kontexten gebildet wurde. Es ist die Aufgabe der weiteren Forschung, unter dieser Perspektive die komplizierte Beziehung zwischen der „Rechtsphilosophie“ und den Vorlesungen zu erläutern.